



七月一日現在の森吉町の人口は

一一、六三〇人

世帯数

一一、八一〇世帯

# 第五回定例会終る

会計一般 四千六百八十五万四千円を追加

六月定例町議会

米内沢財産区特別会計補正予算は歳入、歳出にそれ

予算の総額は四、五八二千円となつた。

前田財産区特別会計補正予算は歳入、歳出にそれぞれ二四五千円を追加し

予算の総額は四、五八二千円となつた。

六月定例議会で可決され

たおもなものは次のとおり

予算は歳入、歳出にそれぞれ三、〇五二千円を追加し

予算総額は二八、九一五千円となつた。

昭和四十五年度一般会計補正予算は歳入、歳出にそ

れぞれ四千六百八十五万四千円を追加、予算総額は五

億三千六百十四万六千円となつた。

主なものは次のとおり

▼公共育成放牧施設運営資金貸し付 一千七百五十万円

▼森吉児童館建設 六十七万円

▼米内沢小跡地の児童遊園地造成 三十万円

○特別会計

「七月分から年金額が  
引上げられます!」

国民年金額がこの七月から大幅に改定されま

す。とくに、この制度が始まるとともに、この制度が始まつたときすでに一定の年齢以上にあつた加入者の老齢年金額は、単なる期間比例

にとどまることがなく年齢に応じて特例的に計算する措置が講じられましたので、米年から支給が開始されるいわゆる十年年金の額は年

二万四千円が年六万円(期

間の割合で計算すると年三

が七月以降に支払われるこ

とになつています。

いま受けている人にも、

改定後の年金額による年金

が支払われるこ

延長 三、八一八、〇〇一、収入役々 九五、〇〇〇円

中員 三、〇〇一、町有土地貸付

教育長の給与勤務時間

▼町有土地を次により貸付する。その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する。

▼次のように改めた「七三、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に

一、場所 森吉町大字森吉 字大印地内 二、面積 三、四五五m<sup>2</sup>

三、期間 自昭和四十五年四月、貸付相手方 三菱金属

四、貸付 五、用途 鉱業株式会社 三菱金属八幡平送電線路用地

六、面積 五、用途 鉱業株式会社 三菱金属八幡平送電線路用地

七、期間 五、用途 鉱業株式会社 三菱金属八幡平送電線路用地

八、面積 六、面積 七、期間 八、面積

九、面積 十、面積

十、面積 一、面積 二、面積 三、面積

十一、面積 一二、面積 一三、面積 一四、面積

一五、面積 一六、面積 一七、面積 一八、面積

一九、面積 二〇、面積 二一、面積 二二、面積

二三、面積 二四、面積 二五、面積 二六、面積

二七、面積 二八、面積 二九、面積 二一〇、面積

二一〇、面積 二一〇、面積 二一〇、面積 二一〇、面積

資金貸付条例

▼この条は、小集落の集団移転によりへん地の解消を促進するための資金の貸付条例である。

人権よう護委員候補者推せん

▼この条例は小集落の集団移転によりへん地小集落を解消して集落の近代化を

かり、住民の均衡ある福祉向上に資する目的の条例である。

▼左記のとうり推せん決定した

一、移転作業日 七月十七日

二、移転作業日 七月十八日

三、移転作業日 七月二十日より

四、移転作業日 午前九時三十分

五、移転作業日 午后四時

六、移転作業日 午前九時三十分

七、移転作業日 午前九時三十分

八、移転作業日 午前九時三十分

九、移転作業日 午前九時三十分

十、移転作業日 午前九時三十分

十一、移転作業日 午前九時三十分

十二、移転作業日 午前九時三十分

十三、移転作業日 午前九時三十分

十四、移転作業日 午前九時三十分

十五、移転作業日 午前九時三十分

十六、移転作業日 午前九時三十分

十七、移転作業日 午前九時三十分

十八、移転作業日 午前九時三十分

十九、移転作業日 午前九時三十分

二十、移転作業日 午前九時三十分

二十一、移転作業日 午前九時三十分

二十二、移転作業日 午前九時三十分

二十三、移転作業日 午前九時三十分

二十四、移転作業日 午前九時三十分

大館裁判所の移動お知らせ

森吉町教育委員会では四十

五年度成人式を恒例によ

つてお盆に行ないます。

これは転出されたかたがたなどのお盆休みの帰省と

服装の簡素化などを考慮し行うもので該当者全員の

ご参加を得られますよう期

待いたします。

〇日時 昭和四十五年八月十五日

一、移転作業日 七月二十一日より

二、移転作業日 七月二十二日

三、移転作業日 七月二十三日

四、移転作業日 七月二十四日

五、移転作業日 七月二十五日

六、移転作業日 七月二十六日

七、移転作業日 七月二十七日

八、移転作業日 七月二十八日

九、移転作業日 七月二十九日

十、移転作業日 七月三十日

十一、移転作業日 七月三十日

十二、移転作業日 七月三十日

十三、移転作業日 七月三十日

十四、移転作業日 七月三十日

十五、移転作業日 七月三十日

十六、移転作業日 七月三十日

十七、移転作業日 七月三十日

十八、移転作業日 七月三十日

十九、移転作業日 七月三十日

二十、移転作業日 七月三十日

大館裁判所の移動お知らせ

森吉町教育委員会では四十

五年度成人式を恒例によ

つてお盆に行ないます。

これは転出されたかたがたなどのお盆休みの帰省と

服装の簡素化などを考慮し行うもので該当者全員の

ご参加を得られますよう期

待いたします。

〇日時 昭和四十五年八月十五日

一、移転作業日 七月二十一日より

二、移転作業日 七月二十二日

三、移転作業日 七月二十三日

四、移転作業日 七月二十四日

五、移転作業日 七月二十五日

六、移転作業日 七月二十六日

七、移転作業日 七月二十七日

八、移転作業日 七月二十八日

九、移転作業日 七月二十九日

十、移転作業日 七月三十日

十一、移転作業日 七月三十日

十二、移転作業日 七月三十日

十三、移転作業日 七月三十日

十四、移転作業日 七月三十日

十五、移転作業日 七月三十日

十六、移転作業日 七月三十日

十七、移転作業日 七月三十日

十八、移転作業日 七月三十日

十九、移転作業日 七月三十日

二十、移転作業日 七月三十日

成人式は八月十五日

八日 出かせぎ相談協

力委員協議会開催

二十六日 開催

二十七日 議会各委員会

議会運営委員会

二十八日 順序管理委員会

二十九日 選挙管理委員会

三十日 前田財産区管理委員会

三十一日 国保運営委員会

三十二日 大館簡易裁判所

三十三日 大館簡易裁判所

三十四日 大館簡易裁判所

三十五日 大館簡易裁判所

三十六日 大館簡易裁判所

三十七日 大館簡易裁判所

三十八日 大館簡易裁判所

三十九日 大館簡易裁判所

四十日 大館簡易裁判所

四十一日 大館簡易裁判所

四十二日 大館簡易裁判所

四十三日 大館簡易裁判所

四十四日 大館簡易裁判所

四十五日 大館簡易裁判所

四十六日 大館簡易裁判所

四十七日 大館簡易裁判所

四十八日 大館簡易裁判所

四十九日 大館簡易裁判所

五十日 大館簡易裁判所

役場日誌

(6月)

十九日 前田財産区管理委員会

二十日 大館簡易裁判所

二十一日 開催

</div